

マイナンバーを



有効に活用するために

平成27年10月から、「マイナンバー制度（社会保障・税番号制度）」が始まります。

「マイナンバー」という言葉自体は、最近よく耳にしますが、そもそもマイナンバーとは、いったいどのようなものなのでしょうか。

マイナンバーを有効に活用するため、7月号から今月号までの3回に分けて、マイナンバーについて解説しています。

最終回 マイナンバーの安全・安心の仕組み

◆安全・安心を確保するための仕組み

マイナンバー制度が施行されたら、

「個人情報の漏えい対策は大丈夫なのか？」

「国に個人情報を一元管理されてしまうのではないのか？」

「他人にマイナンバーを使われて、なりすまし、被害にあうのではないのか？」

「プライバシーは守られるのか？」

といった不安もあるかも

しれません。

マイナンバー制度の安心・安全を確保するため、個人情報保護を制度面とシステム面で行います。

制度面の個人情報保護

- ① 法律に規定のあるものを除き、マイナンバーの収集・保管を禁止します。
- ② 「なりすまし」防止のため、マイナンバーを収集する際には本人確認を義務化します。

これからも お元気で長生きを

田村市 長寿者ランキング

9月は敬老月間です。多年にわたり地域社会の発展に貢献されてきた方々に敬意を表し、長寿をお祝いしましょう。市内の長寿者、男女それぞれの20人は次の方々です。（平成27年8月21日現在、敬称略）※年齢の基準日は平成27年9月1日です。

女 性			
	氏 名	年 齢	住 所
1	會田 文	107	滝根町神俣
2	宗像 キクヨ	106	大越町下大越
3	柳沼 ヨウ	105	船引町船引
4	柳沼 トキ	105	常葉町常葉
5	白石 ヨシミ	103	大越町上大越
6	菅波 みつ	102	都路町古道
7	佐藤 ハナイ	102	船引町長外路
8	箭内 ツヤ	102	船引町船引
9	石川 タマ	102	船引町石沢
10	佐久間 キミ	102	船引町船引
11	柳田 カネヨ	101	船引町船引
12	壁谷 ヤイ	101	船引町石森
13	猪狩 富子	101	都路町古道
14	佐藤 千代	101	船引町長外路
15	岡本 フミヨ	101	常葉町常葉
16	生田目 守代	101	都路町古道
17	佐藤 ウメノ	101	船引町堀越
18	壁谷 ハツヨ	101	船引町船引
19	宗像 トメ	101	大越町下大越
20	吉田 ヨシノ	100	船引町今泉

男 性			
	氏 名	年 齢	住 所
1	先崎 房吉	103	滝根町広瀬
2	柳沼 寅起	101	船引町芦沢
3	渡邊 利明	101	船引町芦沢
4	佐久間 虎光	101	船引町船引
5	先崎 安信	100	滝根町神俣
6	高橋 武雄	100	都路町古道
7	石井 秋義	99	船引町上移
8	石井 正典	99	船引町今泉
9	橋本 顕吉	99	船引町船引
10	橋本 三郎	99	船引町船引
11	松本 正雄	99	船引町船引
12	佐藤 忠吾	99	船引町北鹿又
13	白石 正善	99	大越町上大越
14	小堀 小太郎	99	滝根町神俣
15	佐藤 正喜	99	船引町船引
16	藤井 正夫	98	都路町古道
17	大沼 正巳	98	常葉町堀田
18	白岩 傳治	98	常葉町小檜山
19	吉田 寅一	98	都路町古道
20	石井 重郎	98	大越町上大越

福島県議会議員一般選挙 投票立会人 募集



- 応募資格 ①田村市の選挙人名簿に登録されている方
②明るい選挙の推進に理解のある方
- 仕事内容 投票所で、投票が公正に行われているかを確認することが主な仕事です。

●立会会場・日時および募集人員

福島県議会議員一般選挙	会場	月日	時間	募集人員
期日前投票	田村市役所	11/6 (金) ~ 14 (土)	午前8時30分~午後8時	各期日前投票所1日当たり2人
	各行政局(4か所)	11/9 (月) ~ 14 (土)	午前8時30分~午後7時	
	各出張所(7か所)	11/11 (水) ~ 14 (土)	午前8時30分~午後5時	
投票日	各投票所(市内35か所)	11/15 (日)	午前7時~午後6時	各投票所2人

※投票日の立会人は、投票区内の選挙人名簿に登録されている方になります。

- 応募方法 9月18日(金)までに、選挙管理委員会事務局、総務課、各行政局市民課または各出張所へ、電話もしくは直接お申し込みください。(土・日、祝日を除く、午前8時30分~午後5時15分)
- その他 条例に基づき報酬をお支払いします。詳しくは、お問い合わせください。

問 選挙管理委員会事務局 ☎82-1113

◆今後の予定

平成27年10月以降
原則、住民票の住所にマイナンバーが通知されます。

平成28年1月
税、年金、医療保険、雇用保険など社会保障の手続きで、マイナンバーの利用が始まります。

申請者へ個人番号カードの交付が始まります。

平成29年1月
個人ごとのポータルサイト(マイナポータル)の運用が始まります。

※マイナポータル：自宅のパソコンなどから、自分の情報を、いつ、誰が、なぜ提供したのか、不正・不適切な情報の照会や提供が行われていないかなどを確認できる個人サイトのこと。行政機関からのお知らせも受信できる。

平成29年7月
地方公共団体なども含めた情報連携が始まります。

マイナンバー制度に便乗した不正な勧誘や個人情報の取得にご注意ください。通知前にマイナンバー制度関係で行政機関などから手続きを求めることはありません。



全3回にわたって、マイナンバー制度について解説してきました。

確認すべきことを事前に確認して、制度を活用しましょう。暮らしがもっと便利になるはずですよ。

●問い合わせ

総務部 財政課
☎81-2118